

第3部 事務管理・不当利得・不法行為 第5章 特殊な不法行為

第4節 工作物責任 717条

【設例】工作物責任の意義

A社は、自己が所有する2階建の甲建物をB社に賃貸し、B社は甲建物でカフェを営んでいた。甲建物には2階にバルコニーがあり、B社は、このスペースをテラス席として使用していた。ある日、テラス席を利用した客のCが、外の景色を見ようとバルコニーに設置してある手すりに触れたところ、この手すりの一部が崩れ落ちた。Cは転落しなかったものの、崩壊した手すりに足を挟まれて負傷した。この事故の際、Cが取った行動に通常の使用方法を逸脱するような点はなく、手すりの崩壊は老朽化が原因であった。Cは、治療費および慰謝料の賠償を求めたいが、誰に対してどのような法律構成で責任を問うことができるか。

[構造]

第3部 事務管理・不当利得・不法行為 第4章 一般不法行為
第3節 工作物責任 717条

【図】工作物責任の構造 [構造]

